

平成28年度教育委員会定例会会議録

日 時	平成29年2月28日(火)		
	午後0時58分～午後1時42分		
場 所	中央公民館第一会議室		
出席者			
溝 口	委員長	上 橋	管理課長
林	委員	中 村	社会教育課長
福 島	委員	西 高	管理課課長補佐
藤 井	教育長		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁決の次第
議案第11号	大崎町中学校入学援助金支給要綱の制定について	特記事項なし	可 決
議案第12号	大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の制定について	特記事項なし	可 決
議案第13号	大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱について	特記事項なし	可 決

会 議 要 旨

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長及び委員の報告
委員長
・別紙のとおり

委員

・野方小学習発表会 2.2

各学年ともすごく練習しており、はきはきとした発表ですごく良かったです。特に低学年児童の演技が上手く印象に残っています。

委員

・野方小学習発表会 2.2

元気はつらつとした1年生の初めの言葉に始まり、1.2年生のもったいない婆さんの劇では、鹿児島弁を取り入れ会場いっぱいの笑いを頂いていました。音楽の発表や先生方の合奏と工夫された発表に野方保育園の園児も楽しい時間を過ごすことが出来たと思います。また、各学年の作品が展示され、一人ひとりの作品を見ることが出来ました。

委員

・野方小学習発表会 2.2

他の学校と日程が違うのでゆっくりと見る事が出来ました。毎回思うのですが、野方小学校はユウモアが溢れていて大人が見て楽しませてもらえる、そして最後は、感想を校長先生が俳句をだし下の句を自分で考えなさいとまとめていましたので、野方小学校らしい良い学習発表会でした。

4 教育長行政報告

1 地区対抗女子駅伝 1.28 (土)

県下一周駅伝結団式

2 大崎武道館創立記念剣道大会 1.29 (日)

3 町議会議員研修(川内) 1.30 (月)

4 町教頭研修会 1.31 (火)

課長会

5 美里町議会視察 2.1 (水)

大丸小防災出前授業

・文科省の指定を受けて防災事業を実施していますが、その中の出前授業がありました。鹿児島大学の教授が出前授業を行い、气象台や消防署長なども来てみていました。その様子はMBCで放送されましたが、あれを見るとやって良かったと思いました。また、避難訓練は学校だけで行うのではなく、地域全体で行うことが必要と感じました。

6 野方小学校学習発表会 2.2 (木)

7 フッ化物洗口研修会 2.4 (土)

・指導主事と学校の養護教諭が参加しました。なぜこれに参加したかという、一昨年川内市の教育委員会に研修に行った時に、フッ化物をしていますか聞いたところやっていますとの返事でした。最初は大変でしたが、48校中47校が実施している。

町長部局では、学校に上がる前までは実施している。他の市町では、川内のように実施しているところもあるので大崎でも実施を考えたいと思っ

ている。

- 8 第5回校長研修会 2.9(木)
 - 9 薬物乱用防止講演会 2.10(金)
 - ・実際薬物に手を出した経験者の方々の講演でした。講演者は、女性だけで宮崎から来られた方の話を聞きましたが、やはり怖いなあと感じたところでした。
 - 10 町子供会大会 2.12(日)
 - 11 特別支援担当者会 2.14(火)
 - 12 菱田保育園生活発表会 2.18(土)
 - 13 県下一周駅伝大会大崎通過 ホテル激励 2.21(火)
 - 14 共同事務実施協議会 2.22(水)
 - ・共同事務につきましては、3年が経ちましたが他の市町に近づいてきたようです。
- ALT プロポーザル話し合い
- 15 青少年海外研修実行委員会 2.23(木)
図書館運営協議会
 - 16 県下一周駅伝解団式 2.24(金)
 - ・残念ながら曾於は8位の結果でしたが、やはり選手がいないことが一番の理由である。大崎町では、米永選手が健闘してくれましたが、もっと力をつけて大崎に帰って来たいと話していました。
 - 17 中沖保育園生活発表会 2.18(土)
 - 18 町公民館対抗グランドゴルフ大会 2.26(日)
 - ・32チームが参加して良い大会が開催できました。
 - 19 課長会 2.27(月)
 - 20 公民分館長会 2.28(日)
定例教育委員会
教育振興懇談会

5 報 告

報告第47号 就学させる学校の指定の変更について

課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。
(9条関係)

報告第48号 区域外就学について

課長

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、別紙のとおり当該教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第5号の規定により処理したので、同条第3項の

規定により教育委員会にこれを報告する。

全委員

異議なし。

【承認】

6 議 事

議案第11号 大崎町中学校入学援助金支給要綱の制定について
課長

大崎町中学校入学援助金支給要綱を別紙のとおり制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町中学校入学援助金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎町に住所を有する生徒が中学校及び特別支援学校（以下「中学校等」という。）に入学する際、入学時における生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援するため大崎町中学校入学援助金（以下「入学援助金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 入学援助金の支給を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校等に1年生として入学する生徒（当該入学の日現在において、本町の住民基本台帳に記録されている者に限る。）の保護者（以下「保護者」という。）
- (2) 前号に規定する者のほか、町長が適当であると認めるもの

(支給額)

第3条 支給する額は、中学校等に入学する生徒1人につき30,000円とする。

(支給の申請)

第4条 入学援助金の支給を受けようとする者は、大崎町中学校入学援助金支給申請書（別記様式）を入学する年の4月末日までに中学校等の校長（以下「学校長」という。）を経由して、町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、入学援助金の支給の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支給の方法等)

第6条 町長は、前条の規定により支給の決定を受けた者に対して、入学援助金を5月末日までに支給するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

2 町長は、原則として支給の決定を受けた者の指定した金融機関の預金口座に、口座振替により支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、学校の指定する口座に振り込むことができるものとする。

- (1) 保護者が支払うべき学校徴収金又は学校給食費に未納があるとき。
- (2) 保護者からの申出があるとき。

(不正受給の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により、入学援助金の支給を受けた者がいるときは、当該者に対し支給した入学援助金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

大崎町中学校入学援助金支給申請書

年 月

日

大崎町長 殿
学校長 殿

保護者 住所
(口座名義人) 氏名

印

電話

年度入学援助金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、学校徴収金等に未納がある場合は、入学援助金の受領に関する事務を学校長に委任します。

1. 対象生徒

氏名	学校名	生年月日	性別	続柄

2. 振込口座

金融機関		銀行・信金・ 農協・信組		本店 支店
口座番号			普通 ・ 当座	
(フリガナ)				
口座名義				

3. 学校確認

上記の者は入学援助金の支給対象となる生徒に相違ありません。	
年 月 日	学校名
印	校 長 <input type="checkbox"/>

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

議案第12号 大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱の制定について
課長

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱を次のように制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱

(設置)

第1条 大崎町立小中学校の学校給食における食物アレルギーへの対応について検討するため、大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食物アレルギー対応の方針に関すること。
- (2) 食物アレルギー対応マニュアルに関すること。
- (3) その他学校給食における食物アレルギー対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小中学校長
- (2) 学校給食担当者代表
- (3) 養護教諭代表
- (4) 学校医代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年間とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した者が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその会議の議長になる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大崎町教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 [この要綱](#)に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

[この要綱](#)は、平成29年2月28日から施行する。

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

議案第13号 大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱について
課長

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱第3条の規定に基づき、大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員に下記の者を委嘱したいので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第8号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

1 職名及び氏名

大崎小学校長	大 保 勉
菱田小学校長	押領司 なおみ
中沖小学校長	三 浦 義 次
持留小学校長	長 澤 俊 英
大丸小学校長	山 口 博
野方小学校長	竹 内 功
大崎中学校長	安 藤 晋 哉
給食担当者会代表	東 條 ゆう子
養護教諭部会代表	今給黎 美 保
学校医代表	春別府 稔 仁

2 委嘱期間

平成 29 年 3 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 提案理由

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置による選任

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各小中学校長
- (2) 学校給食担当者代表
- (3) 養護教諭代表
- (4) 学校医代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は 1 年間とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等
なし。

8 その他
なし。

9 翌月の行事等

3 月 5 日（日）	臨時教育委員会	10 時～
3 月 14 日（火）	中学校卒業式	9 時 30 分～
3 月 23 日（木）	小学校卒業式	（AM）
3 月 23 日（木）	定例教育委員会	16 時 00 分～
3 月 23 日（木）	学校管理職送別会（あすばる）	18 時 30 分～
3 月 24 日（金）	小・中学校修了式	
4 月 6 日（木）	小学校入学式（AM）・中学校入学式（PM）	
4 月 14 日（金）	転入教職員宣誓式・転入教職員歓迎会（あすばる）	

10 閉

○ 卒業式・入学式の出席について（別紙）
会

会議録署名人

委員長

委員

委員

委員

教育長